

VII 國別事項

【問一覧】

【中国】

- Q 1 中国向けに食品等を輸出する場合、証明書の発行対象品目はどのような品目ですか。
- Q 2 中国向けの食品等に対する規制内容はどのようになっていますか。
- Q 3 中国の輸入規制措置の概要の別紙について、HSコードに該当している場合は、全て放射性物質検査が必要ですか。
- Q 4 輸出する製品が、中国が証明書を求めている品目のHSコードに該当するのか分かりません。
- Q 5 申請先の範囲は限られていますか。
- Q 6 「輸出する製品の、製造地、出港地、中国の目的地間のルート、方法」を記載することになっています。具体的にどのような内容を記載するのですか。
- Q 7 複数品目を別添リストにより証明することはできるのですか。
- Q 8 輸入停止の10都県以外の地域で製造した加工食品に、当該10都県で生産された材料が含まれていますが、輸出できますか。

【香港】

- Q 1 香港向けの食品に対する証明書の発行機関はどこですか。
- Q 2 香港向けに食品等を輸出する場合、証明書の発行対象品目はどのような品目ですか。
- Q 3 食肉にはどのようなものが該当しますか。
- Q 4 家禽卵に液卵や粉末卵も該当しますか。
- Q 5 放射性物質検査の検体を採取するのは、どのような単位になるのですか。
- Q 6 放射性物質検査にあたり、指定検査機関はありますか。
- Q 7 放射性物質検査報告書に記載する必要のある項目はありますか。
- Q 8 「放射性物質検査の検体採取の立会い」は、いつ、どのように行うのですか。
- Q 9 「現地確認その他必要な調査の実施」とは、具体的にどのように行うのですか。

【マカオ】

- Q 1 放射性物質検査にあたり、指定検査機関はありますか。
- Q 2 放射性物質検査報告書に記載する必要のある項目はありますか。

【韓国】

- Q 1 生産・加工年月日又は賞味期限を記載することが必要ですか。
- Q 2 韓国は、韓国国内での水際検査において少しでも放射性物質が検出された場合は、ストロンチウム、プルトニウムの追加検査を義務付けているが、日本で検査できる検査機関はありますか。

【シンガポール】

- Q 1 シンガポール向けに食品等を輸出する場合、証明書の発行対象品目はどのような品目ですか。
- Q 2 輸出品がHSコードに該当するのか、どのように判断するのですか。

- Q 3 シンガポールで全ロット検査又はサンプル検査を行った結果、放射性物質が検出された場合は、輸入を認めないということですが、放射性物質の基準値以下（例えば1 Bq/kg）でも輸入できないのですか。
- Q 4 産地証明書の代わりに商工会議所によるサイン証明で輸入が認められますか。
- Q 5 牛肉の産地は、と畜された場所かそれとも肥育地のどちらでしょうか。

【ブルネイ】

- Q 1 ブルネイ向けに食品等を輸出する場合、証明書の発行対象品目はどのような品目でしょうか。

【EU等】

- Q 1 放射性物質検査証明書が要求されている品目には、どのようなものがありますか。
- Q 2 CNコードにある品目に該当するのか、どのように判断するのですか。
- Q 3 産地証明の場合、CNコードを記載することになっていますが、全ての品目について記載する必要がありますか。
- Q 4 輸出する商品が、大豆等の加工品（規制対象CNコードに該当する品目）の場合、原料をどのように記載するのですか。
- Q 5 規制対象のCNコード該当品目を原料とした製品について、一つの原料で50%を超えるものがない場合、どのように考えればよいですか。
- Q 6 EU等向けの飲料及び水分量の多い食品（醤油、酢など）については、水を原料に含めて考える必要がありますか。
- Q 7 規制対象地域内の「積出地経由で輸出する」とはどのようなことですか。
- Q 8 規制対象地域で、外国産の原料を100%使用して、CNコード該当品目を製造した場合、放射性物質検査の対象となりますか。
- Q 9 EU等の検査証明書は、ロット毎に証明書は必要ですか。
- Q 10 証明書が必要な第3地域（国）を経由し、EU等向けに輸出される場合、第3地域（国）用とEU等用の2つの証明書の発行は可能ですか。
- Q 11 原料の欄には、すべての原材料を記載するのですか。

【仏領ポリネシア】

- Q 1 放射性物質の最大許容値にある、乳幼児食品や消費用液体とはどのようなものですか。

【アラブ首長国連邦ドバイ首長国及びアブダビ首長国】

- Q 1 規制対象都県産の産品については、放射性物質検査証明が必要ですか。
- Q 2 アラブ首長国連邦向けの輸出に当たって、商工会議所のサイン証明で輸出することはできないのですか。
- Q 3 ドバイ首長国及びアブダビ首長国以外の首長国に輸出するにはどうすればよいですか。
- Q 4 放射性物質検査にあたり、指定検査機関はありますか。

- Q 5 放射性物質検査報告書に記載する必要のある項目はありますか。
- Q 6 対象製品の原料に対して放射性物質検査を行った場合は、放射性物質検査報告書の添付が必要ですか。

【レバノン】

- Q 1 放射性物質検査にあたり、指定検査機関はありますか。
- Q 2 放射性物質検査結果報告書に記載する必要のある項目はありますか。

【バーレーン】

- Q 1 バーレーン向けに食品等を輸出する場合にどのような規制がありますか。
- Q 2 バーレーンへ輸出できない品目はどのようなものがありますか。
- Q 3 輸出事業者証明書を入手する際に輸出実績としてカウントされる品目は何ですか。
- Q 4 輸出事業者証明書は、申請から発行までにどのくらいの期間がかかりますか。また、有効期限はありますか。
- Q 5 継続申請の場合、どのような提出書類が必要ですか。
- Q 6 変更申請は、どのような場合に必要となりますか。
- Q 7 輸出実績があり、今後も輸出する予定ですが、輸出事業者証明書は必要ですか。

【オマーン】

- Q 1 オマーン向けに食品等を輸出する場合にどのような規制がありますか。
- Q 2 オマーンへ輸出できない品目はどのようなものがありますか。
- Q 3 輸出事業者証明書を入手する際に輸出実績としてカウントされる品目は何ですか。
- Q 4 輸出事業者証明書は、申請から発行までにどのくらいの期間がかかりますか。また、有効期限はありますか。
- Q 5 継続申請の場合、どのような提出書類が必要ですか。
- Q 6 変更申請は、どのような場合に必要となりますか。
- Q 7 輸出実績があり、今後も輸出する予定ですが、輸出事業者証明書は必要ですか。

【エジプト】

- Q 1 放射性物質検査証明を行う場合、検査報告書の添付が必要ですか。

【モロッコ】

- Q 1 証明書の様式では、英語とフランス語が併記されていますが、フランス語で記載する必要はありますか。
- Q 2 放射性物質の最大許容値にある、乳幼児食品や消費用液体とはどのようなものですか。

【ブラジル】

- Q 1 納税登録番号（CNPL）とは何ですか。
- Q 2 ブラジルの通関からポルトガル語訳の証明書を求められているが、どうすればよい

ですか。

Q 3 ブラジルにおける輸入通関手続が可能な場所は決められていますか。

【中国】

Q 1 中国向けに食品等を輸出する場合、証明書の発行対象品目はどのような品目ですか。

A 1 産地証明書の発行対象品目は、HSコード分類の1類から24類の品目です。HSコードの25類以降の品目には証明書は不要です。

Q 2 中国向けの食品等に対する規制内容はどのようになっていますか。

A 2 中国が指定している10都県（宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野）の食品・飼料は、輸入停止措置が講じられています。10都県以外では、規制対象品目（野菜及びその製品、乳及び乳製品、水産品及び水生動物、茶葉及びその製品、果実及びその製品）については、産地証明書及び放射性物質検査証明書が必要です。なお、水産物及び水生動物については、放射性物質検査証明書の発行が可能ですが、それ以外の品目は両国で検査項目が整っていません。そのため、放射性物質検査証明書の発行はできません。10都県以外の規制対象品目以外の品目については、産地証明書のみで輸出が可能です。

	対象地域	対象品目	規制内容
1	10都県（宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、東京、千葉、新潟、長野）	食品、飼料	輸入停止
2	10都県以外	野菜及びその製品、乳及び乳製品、水産品及び水生動物（※）、茶葉及びその製品、果実及びその製品、薬用植物産品	①中国の放射性物質基準に適合することの証明を要求 ②産地証明書を要求
3		その他の食品・飼料	産地証明書を要求

※水産品及び水生動物については、水産庁において証明書を発行。

Q 3 中国の輸入規制措置の概要の別紙について、HSコードに該当している場合は、全て放射性物質検査が必要ですか。

A 3 HSコードに該当しても、1から6のそれぞれの分類に属していなければ、放射性物質検査は必要ありません。

具体的な例として、HSコード2103909000は、「ソース用の調味料・混合調味料のその他のもの」に該当する品目であり、水産物でない製品も含まれますが、放射性物質検査証明書の対象となる品目は、当該HSコードの品目のうち水産物由来である製品と考えます。

Q 4 輸出する製品が、中国が証明書を求めている品目のHSコードに該当するのか分かりません。

A 4 中国の輸入業者等を通じて、輸出する製品がどのHSコードに該当するか確認してく

ださい。

Q 5 申請先の範囲は限られていますか。

A 5 中国向けの証明書については、製品を生産・加工した施設の所在地の地方農政局等の申請窓口申請することとなり、管轄地域以外の地方農政局等には申請できないのでご注意ください。なお、海外で生産・加工された商品の場合は、申請者の所在地、「流通」する施設を管轄する地方農政局等に申請してください。詳細は地方農政局等にお問い合わせください。

Q 6 産地証明の申請に際して「輸出する製品の、製造地、出港地、中国の目的地間のルート、方法」を記載することになっています。具体的にどのような内容を記載するのですか。

A 6 製造会社名、所在する都道府県名、運搬方法、出港地、中国の目的地名などを記載します。詳細は農林水産省ホームページに掲載の「証明書記載参考」をご確認ください。

Q 7 複数品目を別添リストにより証明することはできるのですか。

A 7 中国向けの証明書については、証明書の様式に製品及び主原料の運搬ルートを記載する必要があるため、一品目ごとに証明書を発行することとなり、複数品目をリストにして証明書を発行することはできません。

Q 8 輸入停止の10都県以外の地域で製造した加工食品に、当該10都県で生産された材料が含まれていますが、輸出できますか。

A 8 製造場所（加工食品の産地）が輸入停止の10都県以外の地域であっても、加工食品の主原料（商品に占める重量比が最大のもの）の産地が10都県のもの輸出できません。

【香港】

Q 1 香港向けの食品に対する証明書の発行機関はどこですか。

A 1 東北農政局及び関東農政局が証明書を発行します。

東北農政局及び関東農政局以外の地方農政局等は、現時点では香港側から証明権者としての登録が認められていないため、香港向けの証明書は発行できません。

Q 2 香港向けに食品等を輸出する場合、証明書の発行対象品目はどのような品目ですか。

A 2 5県（福島・茨城・栃木・群馬・千葉）の規制対象品目（野菜、果実、牛乳、乳飲料、粉ミルク）については、輸入停止です。

証明書の発行対象品目は、食肉（卵を含む）及び水産物であり、放射性物質検査証明書が必要です。

上記及び5県以外の全ての食品については、香港にてサンプル検査が行われます。

Q 3 食肉にはどのようなものが該当しますか。

A 3 冷凍、冷蔵の食肉です。ハム、ソーセージ等加工品は含みません。

Q 4 家禽卵に液卵や粉末卵も該当しますか。

A 4 液卵、粉末卵も、証明書の対象品目となります。

Q 5 放射性物質検査の検体を採取するのは、どのような単位になるのですか。

A 5 牛肉は各個体ごとに検体を採取することとなっています。一方、牛肉以外は輸出する貨物の各品目を1ロットと考え、1ロットの梱包数に応じて香港が定めた数の梱包から検体を採取することとなっています。

例えば、1ロットの梱包数が100箱なら、そのうちの3箱から検体を採取し、それぞれ個別に検査を実施することとなります。詳細は農林水産省ホームページの香港の証明書の発行事務処理要領でご確認ください。

Q 6 放射性物質検査にあたり、指定検査機関はありますか。

A 6 香港当局が指定した検査機関で検査する必要があります。検査機関一覧は農林水産省ホームページにある「香港向けに輸出される食肉・家禽卵に係る放射性物質検査機関一覧」をご確認ください。

Q 7 放射性物質検査報告書に記載する必要のある項目はありますか。

A 7 産地名等を記載する必要はありません。

Q 8 「放射性物質検査の検体採取の立会い」は、いつ、どのように行うのですか。

A 8 放射性物質検査の検体採取をする前に、必ず、地方農政局へ連絡し、輸出品のリストを提出してください。その上で、放射性物質検査の検体採取牛肉については輸出す

る毎に、牛肉以外については初回輸出時及び以後2ヶ月を超えない頻度で、国等の職員の立会いを行うこととなります。

なお、立会いの際に国等の職員は、輸出される現物の梱包リスト等を確認した上で、検体採取の抽出を指示します。

Q9 「現地確認その他必要な調査の実施」とは、具体的にどのように行うのですか。

A9 申請書の記載内容や当該輸出品、検体採取方法等の確認を行います。

例えば、証明書の申請や発行の際に、現場へ出向いて、申請書の内容及び現物（検体採取の際のリスト等と実際に輸出される製品が同一であるかなど）、具体的な検体採取の記録等の確認を行います。

また、現地確認の際に、必要に応じて、地方農政局の職員が輸出するロットからサンプルを抽出して検査を行うことがあります。

【マカオ】

Q 1 放射性物質検査にあたり、指定検査機関はありますか。

A 1 マカオ当局が指定した検査機関で検査する必要があります。検査機関は農林水産省ホームページに掲載の「マカオ向けに輸出される食品に係る放射性物質検査機関一覧」をご確認ください。

Q 2 放射性物質検査報告書に記載する必要のある項目はありますか。

A 2 放射性物質の測定数値及び産地（都県名）を記載する必要があります。

【韓国】

Q 1 生産・加工年月日又は賞味期限を記載することが必要ですか。

A 1 証明書中の「Consignment Code」欄に番号を記載したB/Lやインボイスなどの書類で製造日、賞味期限、製造番号（ロット番号）、包装日時などのいずれかを確認できる場合には、証明書への記載は不要です。（注：現在システムによる申請では、生産・加工年月日又は賞味期限のいずれかの入力が必要となっています。システムを修正するまで入力願います。）

一方、製造日等についてB/Lやインボイスなどで確認できない場合には、証明書への記載が必要です。

Q 2 韓国は、韓国国内での水際検査において少しでも放射性物質が検出された場合は、ストロンチウム、プルトニウムの追加検査を義務付けているが、日本で検査できる検査機関はありますか。

A 2 日本国内でストロンチウム及びプルトニウム検査を行うことのできる機関は極めて限られており、また、検査に時間を要する（1か月程度）ため、実際には、追加検査を求められた場合に対応することは困難な状況となっています。

【シンガポール】

Q 1 シンガポール向けに食品等を輸出する場合、証明書の発行対象品目はどのような品目ですか。

A 1 シンガポール政府は、一部の品目について、産地証明書又は放射性物質検査証明書を求めています。

放射性物質検査証明書が求められているのは、3県（茨城、栃木、群馬）で生産・加工された林産物及び水産物です。

また、産地証明が求められているのは、福島県産米及びシンガポール政府が指定したHSコード（要領別紙6-1の別表を参照）に該当する品目です。

Q 2 輸出品がHSコードに該当するのか、どのように判断するのですか。

A 2 シンガポールの輸入業者等を通じて、輸出する製品がどのHSコードに該当するか確認し、判断してください。

Q 3 シンガポールで全ロット検査又はサンプル検査を行った結果、放射性物質が検出された場合は、輸入を認めないということですが、放射性物質の基準値以下（例えば1 Bq/kg）でも輸入できないのですか。

A 3 シンガポール政府は、同国内での水際検査において、少しでも放射性物質が検出された場合は、輸入を認めない措置を講じています。従って、基準値以下であっても輸入は認められません。

なお、シンガポール政府が行うサンプル検査の頻度は不明ですが、放射性物質検査における検出限界値は、概ね、以下のとおりとされておりまして。

- ・ヨウ素131: 20 Bq/kg
- ・セシウム134: 30 Bq/kg
- ・セシウム137: 30 Bq/kg

Q 4 産地証明書の代わりに商工会議所によるサイン証明で輸入が認められますか。

A 4 福島県で生産・加工された品目にかかる産地証明書は、政府機関が発行する必要がありますが、福島県以外の地域は、商工会議所によるサイン証明での産地証明も認められています。

なお、茨城、栃木及び群馬県の林産物・水産物は、産地証明書でなく、放射性物質検査証明書の提出を求められています。

Q 5 牛肉の産地は、と畜された場所かそれとも肥育地のどちらでしょうか。

A 5 証明書様式で産地である都道府県名を記載する「originating from the prefecture of」の欄に、肥育地を記載してください。なお、肥育地に係わらず、と畜した場所がシンガポール側の輸入停止対象都県の場合は輸出できません。このため、と畜場所を確認できる証明資料を提出ください。

【ブルネイ】

Q 1 ブルネイ向けに食品等を輸出する場合、証明書の発行対象品目はどのような品目でしょうか。

A 1 福島県産全ての食品は、放射性物質検査証明書を付して輸出することが可能です。
また、福島県産以外の全ての食品は産地証明書を付して輸出することが可能です。

【EU等】

- Q 1 放射性物質検査証明書が要求されている品目には、どのようなものがありますか。
- A 1 欧州委員会実施規則（2017/2058）で規定されている12県産の特定の品目類（その加工品を含む。）。以下、「規制対象品目」という。）及びそれらを50%を超えて含む食品及び飼料が、放射性物質検査証明の対象になります。規制対象品目の範囲はCNコード（EU等の関税コード）で定められています。具体的には、農林水産省ホームページの証明書の発行事務処理要領でご確認ください。
- Q 2 CNコードにある品目に該当するののか、どのように判断するのですか。
- A 2 EU等側の輸入業者等を通じて、どのCNコードに該当するか確認し判断してください。
- Q 3 産地証明の場合、CNコードを記載することになっていますが、全ての品目について記載する必要がありますか。
- A 3 EU等は、放射性物質検査証明が必要な品目をCNコードで示していることから、産地証明書発行に際し、輸出する商品が当該CNコードに該当していないことを確認するため、申請書にCNコードを記載していただく必要があります。
- Q 4 輸出する商品が、大豆等の加工品（規制対象CNコードに該当する品目）の場合、原料をどのように記載するのですか。
- A 4 原料のうち、大豆等の産地及び割合を全て記載してください。
- Q 5 規制対象のCNコード該当品目を原料とした製品について、一つの原料で50%を超えるものがない場合、どのように考えればよいですか。
- A 5 一つの原料で50%以下の場合、複数の原料の合計となります。
それらの原料とその産地を全て確認した結果、規制対象地域で生産された原料の合計が製品の50%を超える場合は放射性物質検査証明、そうでない場合は産地証明となります。
- Q 6 EU等向けの飲料及び水分量の多い食品（醤油、酢など）については、水を原料に含めて考える必要がありますか。
- A 6 原則として、水は原料に含めません。。
- Q 7 規制対象地域内の「積出地経由で輸出する」とはどういうことですか。
- A 7 規制対象地域内で生産、加工はしていないが、同地域内の倉庫に保管、もしくは同地域内の港・空港から相手国に輸出される等して、輸出に当たって同地域を経由して出荷されることを意味します。証明書の様式上に、積出地を経由して輸出するが、放射性物質にさらされることはなかった場合にチェックする欄（産地証明）があります。

Q 8 規制対象地域で、外国産の原料を100%使用して、CNコード該当品目を製造した場合、放射性物質検査の対象となりますか。

A 8 原料の100%が外国産等の規制対象ではない地域産であり、加工の過程において放射性物質の影響を受けていない製品については放射性物質検査の対象から除外となります。

Q 9 EU等の検査証明書は、ロット毎に証明書は必要ですか。

A 9 EU等は、検査証明書が必要な場合、商品（種類、産地、原料、パッキングの形態等が同一のもの）毎に個別の証明書が必要です。

Q 10 証明書が必要な第3地域（国）を経由し、EU等向けに輸出される場合、第3地域（国）用とEU等用の2つの証明書の発行は可能ですか。

A 10 日本から出港する前に、第3地域（国）を経由し、EU等向けに輸出が決まっている（もしくは、EU等向けに輸出をする予定）のものについては、2つの地域（国）への証明書の発行は可能です。ただし、その際には、EU向けの通常の申請書及び確認書類等に加え、第3地域（国）を経由する場合の輸出ルートなどの必要な情報を提出していただくことになります。

なお、第3地域（国）を通関後に加工・梱包等を行わず、日本から第3地域へ輸出したままの製品を、そのままEU域内へ再輸出する場合は、EU等向けの輸出証明書に「到着地（経由地）」と記載した証明書を発行することになりますが、輸出事業者がEU等の相手国の税関当局に通関が可能か確認をした上で申請をお願いします。

Q 11 原料の欄には、すべての原材料を記載するのですか。

A 11 規制対象地域以外の原材料が50%を超えるまで記載してください。

【仏領ポリネシア】

Q 1 放射性物質の最大許容値にある、乳幼児食品や消費用液体とはどのようなものですか。

A 1 乳児用食品は、乳児用の飲食に供することを目的に販売しているものです。また、消費用液体とは、飲料製品のことです。

【アラブ首長国連邦ドバイ首長国及びアブダビ首長国】

- Q 1 規制対象都県産の産品については、放射性物質検査証明が必要ですか。
- A 1 規制対象都県産の産品である場合は、先方政府に指定された検査機関による放射性物質検査結果報告書の提出は必要ですが、政府発行の証明書は不要です。
- Q 2 アラブ首長国連邦向けの輸出に当たって、商工会議所のサイン証明で輸出することはできないのですか。
- A 2 アブダビ首長国向けの産地証明では、政府機関による証明書とともに、商工会議所のサイン証明も認められていますが、ドバイ首長国では認められていません。
- Q 3 ドバイ首長国及びアブダビ首長国以外の首長国に輸出するにはどうすればよいですか。
- A 3 証明書の様式は、アラブ首長国連邦の統一様式が定められています（当省HP掲載のドバイ首長国及びアブダビ首長国の証明書様式を使用することが可能です。）が、その他の個別事項については、首長国によって取り扱いに違いがありますので、現地の輸入業者等を通じて輸出先の首長国の当局に確認して下さい。
- Q 4 放射性物質検査にあたり、指定検査機関はありますか。
- A 4 ドバイ首長国及びアブダビ首長国が指定した検査機関で検査する必要があります。検査機関一覧は農林水産省ホームページに掲載の「ドバイ向け及びアブダビ向けに輸出される食品に係る放射性物質検査機関一覧」をご確認ください。
- Q 5 放射性物質検査報告書に記載する必要のある項目はありますか。
- A 5 商品名、検査結果（不検出の場合は検出限界等を含む）、検査実施日等が必要となります。
- Q 6 対象産品の原料に対して放射性物質検査を行った場合は、放射性物質検査報告書の添付が必要ですか。
- A 6 対象産品の原料について放射性物質検査による確認を行った場合は、産地証明書に同検査報告書を添付することにより、輸入が認められています。

【レバノン】

Q 1 放射性物質検査にあたり、指定検査機関はありますか。

A 1 レバノン政府が指定した検査機関で検査する必要があります。検査機関一覧は農林水産省ホームページに掲載の「レバノン向けに輸出される食品等に係る放射性物質検査機関一覧」をご確認ください。

【バーレーン】

- Q 1 バーレーン向けに食品等を輸出する場合にどのような規制がありますか。
- A 1 指定検査機関が発行する放射性物質検査報告書の提出が要求されています。
ただし、平成26年12月8日以前に、放射性物質検査報告書（以下、検査報告書という）の提出により、バーレーン向けに食品を輸出した実績のある輸出業者は、同年12月9日以降、農林水産省が発行する「輸出事業者証明書」を入手し、輸出する食品に同証明書の写しを添付すれば、検査報告書の提出は不要です。
- Q 2 バーレーンへ輸出できない品目はどのようなものがありますか。
- A 2 出荷制限措置がとられている品目については、輸出はできません。
- Q 3 輸出事業者証明書を入手する際に輸出実績としてカウントされる品目は何ですか。
- A 3 農林水産物、加工食品・飲料、アルコール飲料等のどのような食品でも、東京電力福島原子力発電所の事故に伴う輸入規制の強化以降（平成23年3月14日以降）の輸出実績がカウントの対象となります。
- Q 4 輸出事業者証明書は、申請から発行までにどのくらいの期間がかかりますか。また、有効期限はありますか。
- A 4 新規、継続及び変更のいずれの場合も申請窓口が申請に必要な書類を受理した日から起算して概ね5営業日以内に発行するよう努めております。また、有効期限は発行日から1年間です。
なお、変更申請（社名変更等）の場合は、有効期限の延長はありません。
- Q 5 継続申請の場合、どのような提出書類が必要ですか。
- A 5 継続申請の場合には、証明書発行以降にバーレーンに輸出した際のインボイス等の書類が必要となりますので、申請と併せて提出できるように保管をお願いします。
- Q 6 変更申請は、どのような場合に必要となりますか。
- A 6 事業者名の変更や所在地の変更の際に必要となります。（新たな証明書は、発行済みの証明書と交換）
- Q 7 輸出実績があり、今後も輸出する予定ですが、輸出事業者証明書は必要ですか。
- A 7 今後、バーレーンへの輸出を行うにあたり、必ずしも、同証明書は必要はありません。輸出事業者証明書によらず輸出する場合は、これまでどおり、検査報告書（日本及びバーレーンの基準値を超えていないこと）の提出が必要となります。

【オマーン】

- Q 1 オマーン向けに食品等を輸出する場合にどのような規制がありますか。
- A 1 指定検査機関が発行する放射性物質検査報告書で在京オマーン大使館等が領事認証したもの提出が要求されています。
- ただし、平成26年12月21日以前に、放射性物質検査報告書（以下、検査報告書という）の提出により、オマーン向けに食品を輸出した実績のある輸出業者は、同年12月22日以降、農林水産省が発行する「輸出事業者証明書」を入手し、輸出する食品に同証明書の写しを添付すれば、検査報告書の提出は不要です。
- Q 2 オマーンへ輸出できない品目はどのようなものがありますか。
- A 2 出荷制限措置がとられている品目については、輸出はできません。
- Q 3 輸出事業者証明書を入手する際に輸出実績としてカウントされる品目は何ですか。
- A 3 農林水産物、加工食品・飲料、アルコール飲料等のどのような食品でも、東京電力福島原子力発電所の事故に伴う輸入規制の強化以降（平成23年3月14日以降）の輸出実績がカウントの対象となります。
- Q 4 輸出事業者証明書は、申請から発行までにどのくらいの期間がかかりますか。また、有効期限はありますか。
- A 4 新規、継続及び変更のいずれの場合も申請窓口が申請に必要な書類を受理した日から起算して概ね5営業日以内に発行するよう努めております。また、有効期限は発行日から1年間です。
- なお、変更申請（社名変更等）の場合は、有効期限の延長はありません。
- Q 5 継続申請の場合、どのような提出書類が必要ですか。
- A 5 継続申請の場合には、証明書発行以降にオマーンに輸出した際のインボイス等の書類が必要となりますので、申請と併せて提出できるように保管をお願いします。
- Q 6 変更申請は、どのような場合に必要となりますか。
- A 6 事業者名の変更や所在地の変更の際に必要となります。（新たな証明書は、発行済みの証明書と交換）
- Q 7 輸出実績があり、今後も輸出する予定ですが、輸出事業者証明書は必要ですか。
- A 7 今後、オマーンへの輸出を行うにあたり、必ずしも、同証明書は必要はありません。輸出事業者証明書によらず輸出する場合は、これまでどおり、検査報告書（日本及びオマーンの基準値を超えていないこと）の提出が必要となります。

【エジプト】

Q 1 放射性物質検査証明を行う場合、検査報告書の添付が必要ですか。

A 1 放射性物質検査報告書の添付が必要です。放射性物質検査報告書には、貨物のインボイス番号を記載する必要があります。

【モロッコ】

Q 1 証明書の様式では、英語とフランス語が併記されていますが、フランス語で記載する必要はありますか。

A 1 英語で記載してください。

Q 2 放射性物質の最大許容値にある、乳幼児食品や消費用液体とはどのようなものですか。

A 2 乳児用食品は、乳児用の飲食に供することを目的に販売しているものです。また、消費用液体とは、飲料製品のことです。

【ブラジル】

Q 1 納税登録番号（CNPL）とは何ですか。

A 1 輸入業者がブラジルに登録している納税に関する番号です。納税登録番号（CNPL）は、輸入業者等にお問い合わせください。

Q 2 ブラジルの通関からポルトガル語訳の証明書を求められているが、どうすればよいですか。

A 2 ブラジルに輸入する際、翻訳者がポルトガル語に訳した様式にサインしたものを日本の政府機関による証明書とともにブラジル検査当局に提出することが必要です。また、サイン者は、在ブラジル日本国大使館を通じて、ブラジル当局に登録する必要があります。具体的な手続きについては、輸入業者を通じて在ブラジル日本国大使館にご確認ください。

Q 3 ブラジルにおける輸入通関手続きが可能な場所は決められていますか。

A 3 サントス港、ヴィラコポス空港、グアルーリョス国際空港、リオデジャネイロ港、リオデジャネイロ国際空港の5カ所となっています。

（以上）